

第2期旭川市学校教育基本計画

令和5年度（2023年度）事務事業

令和5年（2023年）4月
旭川市教育委員会

目 次

目標 1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

基本施策 1 確かな学力を育成する教育の推進

取組 1 基礎・基本を定着し、 学びに向かう力を育む教育の推進	1
1-1 義務教育 9 年間を見通した 「教育課程編成の指針」の作成	1
1-2 少人数学級編制の実施	1
1-3 オンラインサービスを利用した 学習支援システムの導入・活用	2
1-4 教員の指導力向上を図る取組の推進	3
1-5 指導体制の充実と学習教材の整備	4
取組 2 新しい時代に対応した教育の推進	5
2-1 英語教育の推進	5
2-2 情報教育の推進	6

基本施策 2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

取組 3 豊かな心を育む教育の充実	7
3-1 道徳教育の充実	7
3-2 部活動の充実	7
3-3 体験活動の充実	8
3-4 地域の教育資源の活用	9
取組 4 いじめや不登校等への対応の充実	10
4-1 「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進	10
4-2 不登校児童生徒への支援の充実	12
取組 5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実	13
5-1 文化芸術に親しむ機会の提供	13
5-2 読書活動の充実	13
5-3 各種大会選手派遣費の一部補助	14
5-4 旭川市教育奨励賞の表彰	15
5-5 地域の教育資源の活用（再掲）	15
5-6 部活動の充実（再掲）	15

取組 1 1	安全教育と安全対策の充実	28
1 1 - 1	安全教育の推進	28
1 1 - 2	通学路の安全確保	28
1 1 - 3	安全対策の推進	29

基本施策 5 教育環境の充実

取組 1 2	教材・教具の整備	30
1 2 - 1	教育課程の実施に要する教材・教具の整備	30
1 2 - 2	I C T環境の整備	31
取組 1 3	施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進	32
1 3 - 1	施設設備の改修・修繕	32
1 3 - 2	法定点検等の実施	33
1 3 - 3	校舎等の増改築・大規模改修の実施	34
取組 1 4	小・中学校の適正配置の推進	35
1 4 - 1	「旭川市立小・中学校適正配置計画」に 基づく取組の推進	35
1 4 - 2	廃校校舎等の跡利用	35
取組 1 5	教育機会均等のための経済支援	36
1 5 - 1	就学援助の実施	36
1 5 - 2	特別支援教育就学奨励費事業の実施	36
1 5 - 3	子育て支援会議等への参画	37
1 5 - 4	オンラインサービスを活用した学習支援	37

目標 3 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる

基本施策 6 学びを支える連携・地域との協働の推進

取組 1 6	学校種間の連携をベースとした コミュニティ・スクールの推進	38
1 6 - 1	コミュニティ・スクールの推進	38
1 6 - 2	小中連携・一貫教育の取組の充実	39
1 6 - 3	「旭川市立小・中学校適正配置計画」に 基づく取組の推進（再掲）	39

基本施策 7 学校の教育力の向上

取組 1 7	教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進	40
1 7 - 1	「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に 基づく取組の推進	40
取組 1 8	学校における指導体制の充実	41
1 8 - 1	教員の指導力向上を図る研修の充実	41
1 8 - 2	教職員の服務規律の徹底	43

事務事業について

第2期旭川市学校教育基本計画では、基本理念「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」の下、目指す子ども像「自ら考え、仲間とともに学ぶ子ども」、「自分と仲間を愛し、心豊かな子ども」、「心身ともにしなやかでたくましい子ども」の実現に向けて設定した目標、基本施策、取組等を踏まえ、計画を着実に推進していくための事務事業を取組ごとに位置付けとめています。

なお、事務事業は、財政状況を始め計画の進捗状況や事業成果などを踏まえ、最適な手段を選択するため、毎年度見直します。

◇ 事務事業の見方

目標 1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

基本施策 1 確かな学力を育成する教育の推進

取組 1 基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進

①								
②	1-1 義務教育9年間を見通した「教育課程編成の指針」の作成							
③	令和2年度の小学校に続き、令和3年度の中学校で全面実施となった新学習指導要領に基づく各学校の教育課程編成に資するため、義務教育9年間を見通した「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針」を作成し、適宜、見直しを行います。							
	期 間	第2期						
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
④	工程表	・総則編の見直し ・各教科等編及び小学校指導計画例の作成	・総則編及び各教科等編の見直し ・中学校指導計画例の作成	指針の見直し				
⑤	実施状況	○教育課程編成の指針（総則編）の見直し、配付 ○教育課程編成の指針（各教科等編）及び小学校指導計画例の作成・配付	○教育課程編成の指針（総則編、各教科等編）の見直し、配付 ○教育課程編成の指針（中学校指導計画例）の作成・配付					

① 番号

取組番号一各取組の事務事業の通し番号を記載しています。

② 事務事業名

各事務事業名を記載しています。

③ 内容

各事務事業の説明を記載しています。

④ 工程表

各事務事業の工程表を記載しています。事業の方向性や展望などが分かるよう記載しています。

⑤ 実施状況

各事務事業の実施状況を記載する欄です。毎年度追記していきます。

基本施策 1 確かな学力を育成する教育の推進

取組 1

基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進

1-1 義務教育9年間を見通した「教育課程編成の指針」の作成

令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で全面実施となった新学習指導要領に基づく各学校の教育課程改善に資するため、義務教育9年間を見通して作成した「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針」の見直しを、適宜行います。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・総則編の見直し ・各教科等編及び小学校指導計画例の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・総則編及び各教科等編の見直し ・中学校指導計画例の作成 	指針の見直し					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程編成の指針（総則編）の見直し、配付 ○教育課程編成の指針（各教科等編）及び小学校指導計画例の作成・配付 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程編成の指針（総則編、各教科等編）の見直し、配付 ○教育課程編成の指針中学校指導計画例の作成・配付 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程編成の指針（総則編、各教科等編）の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程編成の指針（総則編、各教科等編）の見直し 				

1-2 少人数学級編制の実施

児童の個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、生活習慣や学習習慣の早期定着や学年に応じた学力の定着を図るため、小学校の一部の学年において、少人数学級編制を実施します。

令和5年度も引き続き、小学校1学年と2学年の32人学級編制を行い、対象校に市費負担教員を配置します。また、市教委主催研修の受講などにより、市費負担教員の資質能力の向上を図ります。

期 間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工 程 表	市費負担教員の配置							
	市費負担教員の経験に応じた研修会への参加							
実 施 状 況	○市費負担教員を配 置（合計13人） ・ 1年 32人学級 編制（3人配置） ・ 2年 32人学級 編制前年持ち上げ り（7人配置） ・ 4年 37人学級 編制前年持ち上げ り（3人配置） ※ 3年配置なし	○市費負担教員を配 置（合計10人） ・ 1年 32人学級 編制（3人配置） ・ 2年 32人学級 編制前年持ち上げ り（4人配置） ・ 3年 37人学級 編制（1人配置） ・ 4年 37人学級 編制（2人配置）	○市費負担教員を配 置（合計15人） ・ 1年 32人学級 編制（8人配置） ・ 2年 32人学級 編制（5人配置） ・ 4年 37人学級 編制（2人配置）	○市費負担教員を配 置（合計13人） ・ 1年 32人学級 編制（6人配置） ・ 2年 32人学級 編制（7人配置）				

1-3 オンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用

児童生徒一人一人の学習の状況に応じ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るため、学校や家庭での学習に活用できるオンラインサービスを利用した学習支援システムを全小・中学校に導入し、効果的に活用します。

令和5年度も引き続き、導入した学習支援システムを活用し、児童生徒の学びの状況に応じた補充的な学習等の支援や、児童生徒が予習・復習などに自ら取り組む家庭学習の支援を行います。

期 間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表	学習支援システムの一括導入・活用			学習支援システムの一括導入・活用			
			システムの 見直し				
実 施 状 況	○学習支援システム の周知・活用 ○学習支援システム に係る小・中学校 教員向け研修の実 施（各1回）	○学習支援システム の周知・活用	○学習支援システム の周知・活用	○学習支援システム の一括導入 ○学習支援システム の周知・活用			

1-4 教員の指導力向上を図る取組の推進

新学習指導要領で求められる児童生徒の資質・能力の育成に向け、教員の指導力向上を図るため、本市の教員と指導主事で構成する各教科等の授業力向上プロジェクトチームにより、教員向け指導資料を作成するとともに、研修会を開催します。また、現代的な教育課題の実践研究に取り組む学校を指定し、その研究成果の普及を通して、市全体の教育の質の向上を図ります。

令和5年度は、国語、算数・数学、英語、学習習慣・生活習慣改善等の授業力向上プロジェクトチームを設置し、本市の児童生徒の実態を踏まえた指導資料等を作成します。また、学力向上研修会を開催するとともに、実践研究校の成果等を市内小・中学校に発信します。

期 間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表	授業力向上プロジェクトチームによる指導資料の作成						
	学力向上研修会の開催						
	指定校による実践研究，報告書の活用等による研究内容の共有						
実 施 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○授業力向上プロジェクトチームの設置 国語，算数・数学，体育，外国語，学習習慣・生活習慣改善，小学校プログラミング教育(6チーム) ○指導の改善策の作成 国語編，算数・数学編，英語編，学習習慣・生活習慣改善編 ○授業力向上研修会の開催(3回) ○実践研究校の指定 ・小学校(6校) ・中学校(2校) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「春の学び場」授業動画の作成 国語，社会，算数・数学，理科，生活，図工，体育・保体，外国語 ○実践研究校の指定 ・小学校(2校) ・中学校(2校) ○学力向上研修会の開催(中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業力向上プロジェクトチームの設置 国語，算数・数学，体育，学習習慣・生活習慣改善，小学校プログラミング教育(5チーム) ○指導の改善策の作成 国語，算数・数学，学習習慣・生活習慣 ○学力向上研修会の開催(2回) ○実践研究校の指定 ・小学校(3校) ・中学校(3校) 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業力向上プロジェクトチームの設置 国語，算数・数学，理科，体育，学習習慣・生活習慣改善，小学校プログラミング教育(6チーム) ○指導の改善策の作成 国語，算数・数学，理科，学習習慣・生活習慣 ○学力向上研修会の開催(1回) ○実践研究校の指定 ・小学校(3校) ・中学校(3校) 			

1-5 指導体制の充実と学習教材の整備

各学校の学習指導における指導体制の充実や学習教材を整備するため、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」に登録された外部人材の活用を促進するとともに、学生ボランティア等の人材を学校に派遣します。また、学校の授業や補充的な学習、家庭学習等で活用できる「旭川市学力向上学習プリント集」を作成します。

令和5年度は、引き続き、各学校における新たな教育資源の発掘を促して「あさひかわ子どもの学び人材リスト」を充実させ、活用を促進するとともに、学生ボランティア等の人材を各学校へ派遣します。また、「旭川市学力向上学習プリント集」について、国語、算数・数学及び英語の質と量の充実を図ります。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	あさひかわ子どもの学び人材リストの充実及び活用促進						
	学生ボランティア等の派遣						
	旭川市学力向上学習プリント集の作成						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ子どもの学び人材リスト (11人追加計273人登録延べ237回活用) ○学生ボランティアの派遣(195人) ○旭川市学力向上学習プリント集の作成 国語, 算数・数学, 英語 	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ子どもの学び人材リスト (34人追加計307人登録延べ159回活用) ○学生ボランティアの派遣(中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ子どもの学び人材リスト (32人追加計339人登録延べ184回活用) ○学生ボランティアの派遣(中止) ○旭川市学力向上学習プリント集の作成 国語, 算数・数学, 	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ子どもの学び人材リスト (13人追加計352人登録延べ284回活用) ○学生ボランティアの派遣(中止) ○旭川市学力向上学習プリント集の作成 国語, 算数・数学, 理科 			

取組 2

新しい時代に対応した教育の推進

2-1 英語教育の推進

英語教育及び国際理解教育を推進するため、小・中学校に外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）や外国語活動サポーターを派遣するとともに、ALTを講師として長期休業中に児童生徒向けのイングリッシュ・チャレンジ教室を開催します。また、教員の英語力向上等を図る研修会を開催します。

令和5年度は、引き続き、小・中学校にALTを7人、小学校に外国語活動サポーターを市費で4人、派遣します。また、児童生徒向けイングリッシュ・チャレンジ教室や小・中学校教員英語力向上研修会、小学校教員英語研修会を開催します

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	ALT及び外国語活動サポーターの派遣						
	児童生徒向けイングリッシュ・チャレンジ教室の開催						
	小学校教員英語研修会 (外国語活動教材・外国語教材活用編)の開催	小中学校教員英語力向上研修会の開催					
	小学校教員英語ワークショップの開催						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ALTの派遣(7人) <ul style="list-style-type: none"> ・小5-6 1学級年9回 ・中学校 1学級年9回 ○外国語活動サポーターの派遣(市費4人) <ul style="list-style-type: none"> ・小3-4 1学級年9回 ○イングリッシュ・チャレンジ教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生5日間(215人) ・中学生2日間(34人) ○小学校教員英語研修会の開催(4回75人) ○小学校教員英語ワークショップの開催(5回26人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ALTの派遣(7人) <ul style="list-style-type: none"> ・小5-6 1学級年9回 ・中学校 1学級年9回 ○外国語活動サポーターの派遣(市費4人) <ul style="list-style-type: none"> ・小3-4 1学級年9回 ○イングリッシュ・チャレンジ教室の開催(中止) ○小中学校教員英語力向上研修会の開催(中止) ○小学校教員英語ワークショップの開催(中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ALTの派遣(7人) <ul style="list-style-type: none"> ・小5-6 1学級年9回 ・中学校 1学級年9回 ○外国語活動サポーターの派遣(市費4人) <ul style="list-style-type: none"> ・小3-4 1学級年9回 ○イングリッシュ・チャレンジ教室の開催(中止) ○小中学校教員英語力向上研修会の開催(夏季41人, 冬季25人) ○小学校教員英語ワークショップの開催(中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ALTの派遣(7人) <ul style="list-style-type: none"> ・小5-6 1学級年9回 ・中学校 1学級年9回 ○外国語活動サポーターの派遣(市費4人) <ul style="list-style-type: none"> ・小3-4 1学級年9回 ○イングリッシュ・チャレンジ教室の開催(小学生124人, 中学生19人) ○小・中学校教員英語力向上研修会の開催(夏季31人, 冬季11人) ○小学校教員英語研修会の開催(3回38人) 			

2-2 情報教育の推進

児童生徒の情報活用能力を育成するため、授業の中でICT機器の効果的な活用や教育コンテンツ等の利用を促すとともに、小学校プログラミング教育の実施や児童生徒1人1台端末の活用に向け、教員向け研修会を開催するほか、ICTやプログラミングに関する専門性の高い市内の教育機関等との連携による取組を実施します。

令和5年度は、引き続き、児童生徒1人1台端末を活用した効果的な指導方法等について教員向け研修会を開催します。また、文部科学省が推奨するプログラミング学習用ソフト「スクラッチ」等を活用し、全小学校においてプログラミング学習を実施します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	ロボット教材の導入・活用						
	プログラミング研修会の開催・スクラッチの活用						
	ICT活用に係る教員研修会の開催						
	旭川市学校教育情報推進計画の策定		計画の推進				
	専門性の高い教育機関等と連携した取組の実施						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校プログラミング教育研修会の開催 (3回延べ79人) ○北海道旭川工業高等専門学校による教員向け研修会の開催 (1回) ○北海道旭川工業高等学校による児童生徒に対する出前授業の実施 (3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校プログラミング教育研修会の開催 (1回) ○ICT担当者研修会 (4回) ○北海道旭川工業高等専門学校による教員向け研修会の開催 (中止) ○北海道旭川工業高等学校による児童生徒に対する出前授業の実施(中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校プログラミング教育研修会の開催 (1回) ○ICT活用研修会 (3回) ○旭川市学校教育情報推進計画の策定 ○旭川市立小学校プログラミング教育の手引(第2版)の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラミング教育研修会の開催 (2回) ○ICT活用研修会 (4回) ○旭川市学校教育情報推進計画の推進 ○北海道旭川工業高等専門学校、北海道旭川工業高校と連携した遠隔による出前授業等のモデル案の検討 			

取組 3

豊かな心を育む教育の充実

3-1 道徳教育の充実

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校において特別の教科道徳を要とする道徳教育の充実が図られるよう、「教育課程編成の指針（特別の教科 道徳編）」の活用を促すとともに、教員の指導力向上を図る道徳研修会を開催します。

令和5年度は、引き続き、学校訪問等において「教育課程編成の指針（特別の教科 道徳編）」の活用を促すとともに、授業参観や研究協議を通じた、道徳科の指導とその評価等に関する研修会を開催します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	教育課程編成の指針（特別の教科 道徳編）の配付・活用						
	道徳研修会の開催						
実施状況	○道徳研修会の開催 (42人)	○道徳研修会の開催 (84人)	○道徳研修会の開催 (74人)	○道徳研修会の開催 (60人)			

3-2 部活動の充実

生徒がスポーツ、文化、科学等に親しんだり、望ましい人間関係を構築したり、自己肯定感を高めたりするなど、生徒や指導する教員の負担に配慮しつつ、地域人材の活用や社会教育団体等と連携した指導などによる部活動の充実に取り組みます。

令和5年度は、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づき、部活動指導員を中学校に14人配置するとともに、関係者で構成する協議会、市長部局、各競技団体等と連携を図り、今後の本市の部活動の在り方等について検討します。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7～9	
工程表	旭川市立中学校部活動ガイドラインの策定	旭川市立中学校部活動ガイドラインに基づく取組の推進						
		部活動指導員の配置		部活動指導員の配置拡充				
		検討会の設置・開催						
実施状況	○旭川市立中学校部活動ガイドラインに基づく取組の推進 ○部活動指導員の配置（6校6人）	○旭川市立中学校部活動ガイドラインに基づく取組の推進 ○部活動指導員の配置（8校8人）	○旭川市立中学校部活動ガイドラインに基づく取組の推進 ○部活動指導員の配置（9校10人）	○旭川市立中学校部活動ガイドラインに基づく取組の推進 ○部活動指導員の配置（9校11人）				

3-3 体験活動の充実

各学校において、児童生徒が自然の大切さ、主体的に挑戦することや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、自然体験活動やボランティア活動などの体験活動の充実を図ります。

令和5年度は、引き続き、教育課程編成協議会等の各種研修会において、体験活動を効果的に位置付けた「教育課程編成の指針」の活用を促すとともに、体験活動を充実させる指導方法等についての教員の理解の深化を図ります。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7～9
工程表	体験活動を位置付けた教育課程編成の指針の活用						
	教育課程編成協議会等における指導方法の研修						
実施状況	○教育課程編成の指針（総則編，特別活動編）等に基づく取組の推進	○教育課程編成の指針（総則編，特別活動編）等に基づく取組の推進	○教育課程編成の指針（総則編，特別活動編）等に基づく取組の推進	○教育課程編成の指針（総則編，特別活動編）等に基づく取組の推進			

3-4 地域の教育資源の活用

地域の教育資源を効果的に活用し、学校の教育活動の充実を図るため、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」や「あさひかわ子どもの学び施設リスト」を作成・配付し、各学校における発達段階に応じた地域の教育資源の活用を支援します。

令和5年度は、引き続き、リストの更新を行うほか、教育課程改善協議会等の各種研修会において、地域の教育資源の活用を位置付けた「教育課程編成の指針」の活用を促すとともに、指導方法等についての教員の理解の深化を図ります。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	あさひかわ子どもの学び人材リスト・あさひかわ子どもの学び施設リストの作成・配付・更新・活用促進						
	地域の教育資源の活用を位置付けた教育課程編成の指針の活用						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ子どもの学び人材リスト (11人追加計273人登録 延べ237回活用) ○あさひかわ子どもの学び施設リスト (3施設追加計82施設登録 延べ396回利用) ○教育課程編成の指針(総則編, 総合的な学習の時間編)等に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ子どもの学び人材リスト (34人追加計307人登録 延べ159回活用) ○あさひかわ子どもの学び施設リスト (1施設追加計83施設登録 延べ169回利用) ○教育課程編成の指針(総則編, 総合的な学習の時間編)等に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ子どもの学び人材リスト (32人追加計339人登録 延べ184回活用) ○あさひかわ子どもの学び施設リスト (1施設減計82施設登録 延べ156回利用) ○教育課程編成の指針(総則編, 総合的な学習の時間編)等に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ子どもの学び人材リスト (13人追加計352人登録 延べ284回活用) ○あさひかわ子どもの学び施設リスト (1施設増計83施設登録 延べ193回利用) ○教育課程編成の指針(総則編, 総合的な学習の時間編)等に基づく取組の推進 			

取組 4

いじめや不登校等への対応の充実

4-1 「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進

「旭川市いじめ防止基本方針」に基づき、児童生徒が主体となった各学校の取組を支援するとともに、学校や関係機関との連携を図り、いじめの防止等の取組を充実します。そのため、全中学校の生徒会役員等が集まり、児童生徒が主体となったいじめの未然防止等の取組について協議する「生活・学習 A c t サミット」や、教職員・保護者・関係機関職員が一堂に会し、いじめ問題等について協議する「生徒指導研究協議会」を開催するとともに、全小中学校において、児童生徒の発達の段階に応じた生命（いのち）の安全教育や情報モラル教育等を実施し、いじめの未然防止に向けた取組を行います。また、いじめ問題の早期改善等を図るため、臨床心理士や専門的知識、経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校へ派遣・配置し、教育相談体制の充実を図ります。

令和5年度は、いじめ防止に係る本市の基本理念を明らかにし、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進するため、「(仮称)旭川市いじめ防止条例」を制定するほか、市として関係機関等と連携し、いじめの防止等の取組を進めるための協議を行う「旭川市いじめ防止等連絡協議会」や、市や教育委員会のいじめ防止等の対策について専門的知見から審議する「旭川市いじめ防止等対策委員会」とともに、市民、関係団体、学識経験者等から意見聴取を行う「旭川市いじめ防止基本方針の改定に係る懇話会」を開催し、「旭川市いじめ防止基本方針」の全面改定に取り組みます。また、引き続き、「生活・学習 A c t サミット」を開催し、児童生徒が主体となったいじめの未然防止の取組を進めるとともに、スクールカウンセラーの全小中学校への配置・派遣による児童生徒や保護者、教職員への助言や援助など、専門的な知見に基づく支援を行います。加えて、生徒指導研究協議会等において、学校における取組について協議し、好事例を全市に発信するなどして、学校や家庭におけるいじめの防止等や情報モラル教育に係る取組の充実を図ります。

期 間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表	旭川市いじめ防止等連絡協議会及び旭川市いじめ防止等対策委員会の開催						
	生活・学習 A c t サミットの開催						
	スクールカウンセラーを全小学校へ派遣・全中学校へ配置						
	生徒指導研究協議会等における協議と好事例の発信						
	情報モラルに関する 児童生徒向けリーフ レットの作成・配付		「(仮称) いじめ防止条例」 の制定に向けた取組				
実 施 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市いじめ防止等連絡協議会の開催(2回) ○旭川市いじめ防止等対策委員会の開催(1回) ○生活・学習 A c t サミットの開催 ・中学校生徒会役員(64人) ・専門家等の協力者(12人) ○スクールカウンセラーの配置 ・中学校(全27校) ○スクールカウンセラーの派遣 ・小学校(全53校) ○生徒指導研究協議会の開催(231人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市いじめ防止等連絡協議会の開催(2回) ○旭川市いじめ防止等対策委員会の開催(1回) ○生活・学習 A c t サミットの開催 ・中学校生徒会役員(全26校) ・専門家等の協力者(3人) ○スクールカウンセラーの配置 ・中学校(全26校) ○スクールカウンセラーの派遣 ・小学校(全52校) ○生徒指導研究協議会の開催(171人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市いじめ防止等連絡協議会の開催(2回) ○旭川市いじめ防止等対策委員会の開催(25回) ○生活・学習 A c t サミットの開催 ・中学校生徒会役員(全26校) ・専門家等の協力者(2人) ○スクールカウンセラーの配置 ・中学校(全26校) ○スクールカウンセラーの派遣 ・小学校(全52校) ○生徒指導研究協議会の開催(174人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市いじめ防止等連絡協議会の開催(2回) ○旭川市いじめ防止等対策委員会の開催(23回) ○生活・学習 A c t サミットの開催 ・中学校生徒会役員(全26校) ・専門家等の協力者(10人) ○スクールカウンセラーの配置 ・中学校(全26校) ○スクールカウンセラーの派遣 ・小学校(全52校) ○生徒指導研究協議会の開催(332人) 			

4-2 不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒の主体的な学校復帰を促すとともに学習機会を確保するため、不登校及びその傾向にある通室児童生徒一人一人の実態に即した学習や体験活動等を行う旭川市適応指導教室（ゆっくらす）を運営します。また、保護者及び教員等を対象とした講演会を開催するとともに、不登校児童生徒一人一人の学習の状況に応じ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るため、学校や家庭での学習に活用できるオンラインサービスを利用した学習支援システムを全小・中学校に導入し、効果的に活用します。

令和5年度は、引き続き、旭川市適応指導教室において、専任指導員による不登校児童生徒一人一人の実態に即したきめ細かな支援に取り組むとともに、保護者・教員を対象とした不登校児童生徒への理解等を深める講演会を開催します。また、1人1台端末を活用し、不登校児童生徒への学習機会の確保や教育相談の充実に努めます。

期 間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表	旭川市適応指導教室（ゆっくらす）の運営						
	保護者・教員向け講演会の開催						
	学習支援システムによる学習支援						
実 施 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市適応指導教室専任指導員（5人） ○不登校を共に考える講演会の開催（74人） ○学習支援システムの周知・活用 ○学習支援システムに係る小・中学校教員向け研修（各1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市適応指導教室専任指導員（5人） ○不登校を共に考える講演会の開催（中止） ○学習支援システムの周知・活用 ○学習支援システムに係る小・中学校教員向け研修（1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市適応指導教室専任指導員（5人） ○不登校を共に考える講演会の開催（49人） ○学習支援システムの周知・活用 ○学習支援システム見直しに係るモデル校での試行（6校） ○学習支援システムに係る中学校教員向け研修（中止） 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市適応指導教室専任指導員（5人） ○不登校を共に考える講演会の開催（33人） ○学習支援システムの周知・活用 			

取組 5

豊かな感性を育み情操を培う教育の充実

5-1 文化芸術に親しむ機会の提供

児童生徒が文化芸術の素晴らしさに触れることができるよう、関係部局と連携し、文化芸術に親しむ機会を提供します。また、中学校に和楽器の専門家を派遣し、学習の充実を図る「伝統文化体験事業」を実施します。

令和5年度は、引き続き、小学校6年生を対象としたミュージカル鑑賞教室や中学生を対象とした札幌交響楽団コンサートの鑑賞を実施します。また、中学校に和楽器の専門家を派遣するとともに、教員向け実技講習会を開催します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	ミュージカル鑑賞教室・札幌交響楽団コンサートの鑑賞						
	伝統文化体験事業の実施						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ミュージカル鑑賞教室（2公演） ○札幌交響楽団コンサート（1公演） ○和楽器講師の派遣中学校（14校） ○教員向け和楽器実技講習会の開催（1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミュージカル鑑賞教室（中止） ○札幌交響楽団コンサート（中止） ○和楽器講師の派遣中学校（17校） ○教員向け和楽器実技講習会の開催（1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミュージカル鑑賞教室（配信視聴） ○札幌交響楽団コンサート（中止） ○和楽器講師の派遣中学校（17校） ○教員向け和楽器実技講習会の開催（1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミュージカル鑑賞教室（配信視聴） ○札幌交響楽団コンサート（1公演） ○和楽器講師の派遣中学校（19校） ○教員向け和楽器実技講習会の開催（1回） 			

5-2 読書活動の充実

児童生徒の人間性や教養、想像力等を育むとともに教育課程の効果的な実施に寄与するため、学校司書を全校に配置し、児童生徒の読書環境を整備するとともに、授業に役立つ資料を備え学習支援を行います。また、司書教諭や学校司書の資質・能力の向上を図る取組を実施します。

令和5年度も引き続き、学校司書を全小・中学校に配置するとともに、学校図書館の整備を進めます。また、読書活動の活性化に向け、司書教諭や学校司書を対象とした研修会を実施します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	学校司書の全校配置						
	学校図書館図書標準の全校達成に向けた図書館資料の整備						
	司書教諭や学校司書を対象とした研修会の開催						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○学校司書の配置 (52人, 兼務含め全77校に配置) ○学校図書館図書標準の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 (53校中33校達成) ・中学校 (27校中24校達成) ○学校司書対象研修会の開催 (3回延べ38人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校司書の配置 (52人, 兼務含め全75校に配置) ○学校図書館図書標準の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 (53校中33校達成) ・中学校 (27校中24校達成) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校司書の配置 (52人, 兼務含め全75校に配置) ○学校図書館図書標準の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 (52校中34校達成) ・中学校 (26校中25校達成) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校司書の配置 (51人, 兼務含め全75校に配置) ○学校図書館図書標準の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 (52校中26校達成) ・中学校 (26校中22校達成) 			

5-3 各種大会選手派遣費の一部補助

全道・全国大会に出場する児童生徒の派遣費用の一部を補助します。

令和5年度も引き続き、対象者へ交通費や宿泊費の一部の補助を行います。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	対象者への補助						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生 (215人へ補助) ○中学生 (461人へ補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生 (対象大会中止のため実績なし) ○中学生 (対象大会ほぼ全て中止のため11人へ補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生 (219人へ補助) ○中学校 (462人へ補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生 (103人へ補助) ○中学校 (523人へ補助) 			

5-4 旭川市教育奨励賞の表彰

文化・スポーツの分野において、優れた実績を挙げた個人や団体に対し、旭川市教育奨励賞を授与します。

令和5年度も引き続き、個人や団体を表彰します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	個人や団体への表彰						
実施状況	○個人 (3人へ表彰) ○団体 (1団体へ表彰)	○個人 (1人へ表彰) ○団体 (該当なし)	○個人 (3人へ表彰) ○団体 (1団体へ表彰)	○個人 (2人へ表彰) ○団体 (1団体へ表彰)			

5-5 地域の教育資源の活用（再掲）

地域の教育資源を効果的に活用し、学校の教育活動の充実を図るため、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」や「あさひかわ子どもの学び施設リスト」を作成・配付し、各学校における発達段階に応じた地域の教育資源の活用を支援します。

令和5年度は、引き続き、リストの更新を行うほか、教育課程改善協議会等の各種研修会において、地域の教育資源の活用を位置付けた「教育課程編成の指針」の活用を促すとともに、指導方法等についての教員の理解の深化を図ります。

5-6 部活動の充実（再掲）

生徒がスポーツ、文化、科学等に親しんだり、望ましい人間関係を構築したり、自己肯定感を高めたりするなど、生徒や指導する教員の負担に配慮しつつ、地域人材の活用や社会教育団体等と連携した指導などによる部活動の充実に取り組みます。

令和5年度は、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づき、部活動指導員を中学校に14人配置するとともに、関係者で構成する協議会、市長部局、各競技団体等と連携を図り、今後の本市の部活動の在り方等について検討します。

取組 6

学校体育と学校保健の充実

6-1 体力の向上や健康の保持増進に関する教員の指導力を高める取組の推進

教員の体力向上に係る指導力の向上を図るため、授業力向上プロジェクトチーム等を活用した研修会を開催します。また、教職員の学校保健に関する知識や技術の向上を図るため、研修会を開催します。

令和5年度は、引き続き、旭川市における児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の実態を踏まえ、児童生徒の体力向上の推進に向けた取組などについて、体育・保健体育科教員等による理論研修を行います。また、新たな課題に対応した学校保健活動が推進できるよう、「学校保健研修会」を開催し、教職員の日々の対応力等の向上を図ります。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	実践的な指導力の向上を図る研修会の開催						
	学校保健研修会の開催						
実施状況	○小学校教員体育研修会の開催 (28人) ○学校保健研修会の開催 (22人)	○小学校教員体育研修会の開催(中止) ○学校保健研修会の開催 (中止)	○体力向上研修会の開催 (107人) ○学校保健研修会の開催 (中止)	○体力向上研修会の開催 (59人) ○学校保健研修会の開催 (47人)			

6-2 運動能力の向上や運動習慣の定着に向けた取組の推進

児童生徒が運動の楽しさやよさを実感し、進んで運動に親しむよう、体育・保健体育の授業や休み時間等における体力づくりの取組、体育的な行事の充実を図るとともに、学校や地域の実態に応じた地域人材等の活用による専門的な指導を行います。また、本市の冬の自然を生かし、全小・中学校において、スキー学習を実施するとともに、運動部活動の充実や体力向上に係る1校1実践に取り組みます。

令和5年度は、各学校の効果的な実践の周知などを通して、1人1台端末を活用した児童生徒の体力向上や、運動習慣及び生活習慣の改善のための取組を推進するとともに、北海道教育委員会「中学校における部活動指導員配置促進事業」による運動部活動の充実を図ります。また、引き続き、北海道中学校体育連盟の規定に基づく外部指導者の活用を図るほか、全小・中学校における休み時間や体育的行事を通じた体力づくりの取組やスキー学習を実施します。

期 間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表	全小・中学校におけるスキー学習の実施						
	運動部活動の充実						
	体力向上に係る1校1実践の推進						
実 施 状 況	○スキー学習全校実 施 ○1校1実践全校実 施	○スキー学習全校実 施 ○1校1実践全校実 施	○スキー学習全校実 施 ○1校1実践全校実 施	○スキー学習全校実 施 ○1校1実践全校実 施			

6-3 各種大会選手派遣費の一部補助（再掲）

全道・全国大会に出場する児童生徒の派遣費用の一部を補助します。

令和5年度も引き続き、対象者へ交通費や宿泊費の一部の補助を行います。

6-4 旭川市教育奨励賞の表彰（再掲）

文化・スポーツの分野において、優れた実績を挙げた個人や団体に対し、旭川市教育奨励賞を授与します。

令和5年度も引き続き、個人や団体を表彰します。

6-5 健康の保持増進を図る取組の推進

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校保健安全法に基づき健康診断や保健指導を実施するとともに、学校環境衛生基準に基づき換気や保温、採光及び照明、水質などの各種環境衛生検査を実施します。また、児童のむし歯の予防のため、関係者と連携し、小学校におけるフッ化物洗口事業を実施するほか、薬物乱用防止に対する正しい知識や実践力を育成するため、学校において薬物乱用防止教室を開催します。

令和5年度も引き続き、健康診断や保健指導、各種環境衛生検査、フッ化物洗口事業を継続するとともに、薬物乱用防止教室の実施に関わり外部講師等を活用した内容の充実について指導・助言を行います。また、新型コロナウイルス感染症については、5類感染症となりますが、引き続き基本的な感染対策を行うとともに、学校で必要な衛生用品を計画的に配備します。

期 間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表	学校保健安全法に基づく健康診断・保健指導の実施						
	学校環境衛生基準に基づく各種環境衛生検査の実施						
	小学校におけるフッ化物洗口の実施						
	全小・中学校における薬物乱用防止教室の開催						
実 施 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○全小・中学校で実施 ・定期健康診断 ・保健指導 ・環境衛生検査 ・薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○全小・中学校で実施 ・定期健康診断 ・保健指導 ・環境衛生検査 ・薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○全小・中学校で実施 ・定期健康診断 ・保健指導 ・環境衛生検査 ・薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○全小・中学校で実施 ・定期健康診断 ・保健指導 ・環境衛生検査 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○全小学校で実施 ・フッ化物洗口 (実施児童82.1%) 						

取組 7

食育と学校給食の充実

7-1 食に関する指導の充実

学校給食を通じ、望ましい栄養バランスや食習慣の重要性、地域の農産物、世界や国内各地の食文化などについて、栄養教諭等の専門性を生かしながら食に関する指導の充実を図ります。令和5年度も引き続き、食文化やふるさと旭川の理解を深められるよう、給食指導資料等を作成し児童生徒に配付するほか、郷土料理として「宮崎県の料理」を提供します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	給食指導資料の作成・配付						
	郷土の料理及び世界の料理の提供						
実施状況	○給食指導資料の作成・配付（月1回） ○郷土料理（愛知県の料理の提供）	○給食指導資料の作成・配付（月1回） ○世界の料理（アメリカ料理の提供）	○給食指導資料の作成・配付（月1回） ○郷土料理（沖縄県の料理の提供）	○給食指導資料の作成・配付（月1回） ○世界の料理（台湾料理の提供）			

7-2 地産地消の取組の推進

児童生徒に食と農に関心を持たせるため、「郷土の旬を味わう日」の実施や、旭川産米粉を使用したパンやメニューの提供など、学校給食で使用する食材において地産地消を推進します。

令和5年度も引き続き、旭川産米粉を使用したパンやメニューを給食に提供するほか、旭川産のりんご、新米を味わう日を設定し、生産者との交流を通じて地元産の食材に関する理解を深めるなど、地産地消の取組を推進します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	米粉パンの提供						
	郷土の旬を味わう日の実施						
	地元産食材の活用の推進						
実施状況	○米粉パンの提供（年38回） ○郷土の旬を味わう日・りんご「つがる」 ・米「ゆめぴりか」 ○寄附食材（地元産牛肉）の提供（22校）	○米粉パンの提供（年39回） ○郷土の旬を味わう日・りんご「つがる」 ・米「ゆめぴりか」 ○寄附食材（地元産牛肉）の提供（18校）	○米粉パンの提供（年37回） ○郷土の旬を味わう日・りんご「つがる」 ・米「ゆめぴりか」 ○寄附食材（地元産牛肉）の提供（25校）	○米粉パンの提供（年36回） ○郷土の旬を味わう日・りんご「つがる」 ・米「ゆめぴりか」 ○寄附食材（地元産牛肉）の提供（20校）			

7-3 安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な給食を提供するため、給食施設・設備の更新を行うとともに、栄養管理や衛生管理、「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアル」に沿った食物アレルギー対応の徹底を図ります。

令和5年度は、引き続き、栄養管理や衛生管理、マニュアルに沿ったアレルギー対策に取り組むほか、東旭川学校給食センター受配校において、食物アレルギー対応給食の提供を実施します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表							
実施状況	○東旭川学校給食センター竣工・供用開始	○東旭川学校給食センター受配校拡大(小学校5校・中学校8校)	○東旭川学校給食センター受配校のモデル校(2校)でアレルギー食提供開始	○東旭川学校給食センター受配校6校でアレルギー食提供開始			

7-4 給食費の公会計化の推進

教職員の負担軽減や会計処理に係る透明性の確保などのため、学校給食費の公会計化を推進します。

令和5年度も引き続き、国が示す学校給食費の会計業務に係るガイドラインの検討・策定に関する指針を踏まえ、公会計化の導入を検討します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表							
実施状況	○経費等の積算, 庁内関係部局等との協議・情報交換	○経費等の積算, 学校関係者及び庁内関係部局等との協議・情報交換	○経費等の積算, 学校関係者及び庁内関係部局等との協議・情報交換	○経費等の積算, 学校関係者及び庁内関係部局等との協議・情報交換			

取組8

ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実

8-1 ふるさと旭川への理解を深める学習の充実

児童生徒が本市について学び、理解を深め、郷土への愛着と誇りを育むことができるよう、小学校社会科副読本「あさひかわ」を作成し、小学校3年生に配付するとともに、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」、「あさひかわ子どもの学び施設リスト」を作成し、各学校に配付し、活用を促進します。

令和5年度は、引き続き、小学校3年生に小学校社会科副読本「あさひかわ」を配付するほか、人材リストや施設リストを更新し、各学校における活用を促すとともに、NPO法人によるバスレンタル事業の提供を通じて、各学校における教科等の学習での旭山動物園の利用を促進します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	社会科副読本の配付						
	社会科副読本(改訂版)の作成	改訂版の配付					
		あさひかわ子どもの学び人材リスト・あさひかわ子どもの学び施設リストの活用促進					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○社会科副読本の配付(小学校3年生) ○社会科副読本の改訂 ○あさひかわ子どもの学び人材リスト(11人追加計273人登録, 延べ237回活用) ○あさひかわ子どもの学び施設リスト(3施設追加計82施設登録, 延べ396回活用) ○NPO法人によるバスレンタル事業の提供(45校, 延べ75回活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会科副読本の配付(小学校3, 4年生) ○社会科副読本の改訂 ○あさひかわ子どもの学び人材リスト(34人追加計307人登録, 延べ159回活用) ○あさひかわ子どもの学び施設リスト(1施設追加計83施設登録, 延べ169回活用) ○NPO法人によるバスレンタル事業の提供(35校, 延べ51回活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会科副読本の配付(小学校3, 4年生) ○社会科副読本の改訂 ○あさひかわ子どもの学び人材リスト(32人追加計339人登録, 延べ184回活用) ○あさひかわ子どもの学び施設リスト(1施設減計82施設登録, 延べ156回活用) ○NPO法人によるバスレンタル事業の提供(10校, 延べ10回活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会科副読本の配付(小学校3, 4年生) ○社会科副読本の改訂 ○あさひかわ子どもの学び人材リスト(13人追加計352人登録, 延べ284回活用) ○あさひかわ子どもの学び施設リスト(1施設増計83施設登録, 延べ193回活用) ○NPO法人によるバスレンタル事業の提供(24校, 延べ24回活用) 			

8-2 ふるさと旭川のよさを生かしたキャリア教育の充実

児童生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、ふるさと旭川の教育資源を活用した職場体験や職業講話等の学習を促進するとともに、地域に根ざしたキャリア教育を進めます。

令和5年度は、引き続き、地域の教育資源を効果的に活用した職場体験や職業講話等の教育課程への位置付け、キャリア・パスポートAsahikawaの活用を促進します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	地域の教育資源を活用した職場体験や職業講話等の実施						
	指導計画例の作成 キャリアパスポートAsahikawaの作成・配付		指導計画例の見直し キャリアパスポートAsahikawaの活用促進				
実施状況	○職業体験や職業講話の実施 ○キャリア・パスポートAsahikawaの作成	○職業体験や職業講話の実施 ○キャリア・パスポートAsahikawaの配付	○職業体験や職業講話の実施 ○キャリア・パスポートAsahikawaの活用促進	○職業体験や職業講話の実施 ○キャリア・パスポートAsahikawaの活用促進			

取組 9

一人一人のニーズに対応した教育の充実

9-1 特別支援学級・通級指導教室の開設

教育上特別の支援が必要な児童生徒に対し適切な指導や支援を行うため、実態等に応じて特別支援学級や通級指導教室を開設します。

令和5年度も引き続き、実態に応じ開設します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表							
実施状況	○特別支援学級 (合計340学級) ・小学校(234学級) ・中学校(106学級) ○通級指導教室 (26校35教室)	○特別支援学級 (合計365学級) ・小学校(253学級) ・中学校(112学級) ○通級指導教室 (26校35教室)	○特別支援学級 (合計371学級) ・小学校(259学級) ・中学校(112学級) ○通級指導教室 (26校35教室)	○特別支援学級 (合計389学級) ・小学校(267学級) ・中学校(122学級) ○通級指導教室 (27校36教室)			

9-2 特別支援教育補助指導員等の配置

特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、一人一人のニーズを把握し、適切な教育的支援を行うため、各学校への特別支援教育補助指導員の配置や専門性を有する特別支援教育専門員の市教委への配置を行います。

補助指導員の配置に当たっては、学校への聞き取りや実地調査により、各学校における児童生徒の支援の状況を確認した上で適正な配置に努めます。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の支援を行うため、看護師資格を有する補助指導員を配置します。

令和5年度も引き続き、特別支援教育専門員及び医療的ケアを必要とする児童生徒に対応する看護師を含む特別支援教育補助指導員の配置を行います。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表	実態に応じた特別支援学級の開設							
実施状況	○補助指導員の配置 (合計55校81人) (うち看護師11人) ・小学校 (40校64人) (うち看護師 10人) ・中学校 (15校17人) (うち看護師 1人)	○補助指導員の配置 (合計57校83人) (うち看護師14人) ・小学校 (41校66人) (うち看護師12人) ・中学校 (16校17人) (うち看護	○補助指導員の配置 (合計59校84人) (うち看護師15人) ・小学校 (40校65人) (うち看護師13人) ・中学校 (19校19人) (うち看護師2人)	○補助指導員の配置 (合計57校86人) (うち看護師16人) ・小学校 (39校68人) (うち看護師14人) ・中学校 (18校18人) (うち看護師2人) ○特別支援教育専門 員 1名配置				

9-3 特別支援教育等に関する研修会の開催

児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援教育の理解や実践力、関係機関との連携力など、特別支援教育等を担当する教員及び特別支援教育補助指導員の資質・能力の向上を図る研修会を開催するとともに、関係機関が開催する研修会等への参加を促します。

令和5年度も引き続き、特別支援教育に関する研修会の開催に取り組むとともに、関係機関が開催する研修への参加を促します。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表	特別支援教育を担当する教員及び特別支援教育補助指導員対象の研修会の開催							
工程表	関係機関等が開催する研修等の告知・参加促進							
実施状況	○特別支援教育コーディネーター研修会の開催 (4回延べ292人) ○特別支援教育補助指導員研修会の開催 (77人) ○関係機関等が開催する研修会の周知 (28回)	○特別支援教育コーディネーター研修会の開催 (4回延べ145人) ○特別支援教育補助指導員研修会の開催 (中止) ○関係機関等が開催する研修会の周知 (7回)	○特別支援教育コーディネーター研修会の開催 (3回延べ125人) ○特別支援教育補助指導員研修会の開催 (74人) ○関係機関等が開催する研修会の周知 (11回)	○特別支援教育コーディネーター研修会の開催 (4回延べ243人) ○特別支援教育補助指導員研修会の開催 (79人) ○関係機関等が開催する研修会の周知 (10回)				

9-4 子ども総合相談センター等との連携

特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する適切な支援や児童生徒の就学等に係る相談支援の円滑化を図るため、子ども総合相談センター等の関係機関と連携し、定例的な就学相談等の情報共有や研修講師の相互派遣など、切れ目のない支援に取り組み、相談支援体制の充実を図ります。

令和5年度は、引き続き、児童生徒の情報の共有や子ども総合相談センター主催研修を支援します。また、双方の持つ情報を生かした就学相談等の持ち方を検討するなど、幼児期から学齢期における成長段階や一人一人の特性に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表	子ども総合相談センター等、関係機関との連携							
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども総合相談センターと教育委員会のミーティングの実施（1回） ○研修講師の派遣（1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども総合相談センターと教育委員会のミーティングの実施（1回） ○研修講師の派遣（1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども総合相談センターと教育委員会のミーティングの実施（2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども総合相談センターと教育委員会のミーティングの実施（4回） 				

9-5 児童生徒の多様性への配慮や帰国・外国人児童生徒への支援

児童生徒一人一人の個性が尊重され、よさや可能性が発揮されるよう、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校において、児童生徒の多様性への配慮や帰国・外国人児童生徒への支援を充実します。

令和5年度も、引き続き、教員対象の各種研修会等において、性同一性障害など配慮が必要な児童生徒への支援に関する研修を行います。また、帰国・外国人に対する支援について、国や北海道の動向、先行自治体の取組を調査するなど、検討を進めていきます。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表	児童生徒の多様性への配慮に関する研修の実施							
	帰国・外国人児童生徒の支援体制の整備							
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修での性同一性障害・性的指向・性自認に係る児童生徒に対する対応等に関する講義の実施（1回） ○性の多様性に関する研修会（77人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修での性同一性障害・性的指向・性自認に係る児童生徒に対する対応等に関する講義の実施（2回） ○性の多様性に関する研修会（30人） ○日本語ボランティアの派遣（4人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修での性同一性障害・性的指向・性自認に係る児童生徒に対する対応等に関する講義の実施（1回） ○性の多様性に関する研修会（88人） ○日本語ボランティアの派遣（4人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修での性同一性障害・性的指向・性自認に係る児童生徒に対する対応等に関する講義の実施（2回） ○性の多様性に関する研修会（36人） ○日本語ボランティアの派遣（4人） 				

9-6 幼児教育との接続を図るスタートカリキュラムの充実

小学校へ入学した児童が、幼児期の学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を送ることができるよう、全小学校において整備されている「スタートカリキュラム」の充実を図ります。

令和5年度は、幼稚園や保育所等の意見等を参考に、「スタートカリキュラム」の改善に資する具体例等を位置付けた「教育課程編成の指針（総則編）」及び、「教育課程編成の指針（生活編）」の活用を図るとともに、小学校教育課程改善協議会において、幼稚園教育要領のねらいや内容、幼稚園や保育所等と連携を行う重要性等について研修を行います。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	教育課程編成の指針（生活編）の作成	教育課程編成の指針（総則編・生活編）の活用					
		小学校教育課程編成（改善）協議会の開催					
実施状況	○小学校教育課程編成協議会の開催	○小学校教育課程編成協議会の開催 ○旭川市子ども総合相談センター研修事業における講師派遣	○小学校教育課程編成協議会の開催	○小学校教育課程改善協議会の開催			

基本施策 4

子どもたちの安全対策の充実

取組 10

危機管理体制の整備

10-1 危機管理対策マニュアル等に基づく危機管理の徹底

「学校教育部危機管理マニュアル」や各学校が作成する「学校安全計画」に基づき、危機の未然防止の取組や事故等の発生における対応のほか、近年多発している自然災害への対応など、危機管理を徹底します。

令和5年度も引き続き、「学校教育部危機管理マニュアル」に基づき、関係機関と連携して危機事態に対応するとともに、必要に応じて各種マニュアル等の見直しを行います。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	マニュアルに基づく危機管理の徹底と適宜見直し						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の対応 ・関係機関との連絡調整 ・学校への情報提供(気象)と注意喚起 ・学習支援システムの「連絡メール機能」の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の対応 ・関係機関との連絡調整 ・学校への情報提供(気象)と注意喚起 ・学習支援システムの「連絡メール機能」の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の対応 ・関係機関との連絡調整 ・学校への情報提供(気象)と注意喚起 ・学習支援システムの「連絡メール機能」の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の対応 ・関係機関との連絡調整 ・学校への情報提供(気象)と注意喚起 ・学校向け連絡網サービスの活用 			

10-2 教育情報セキュリティ対策の徹底

文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、教育情報セキュリティ対策を徹底します。

令和5年度も引き続き、「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ改訂した、「旭川市教育情報セキュリティ対策基準」について、管理職対象の会議や各種研修会、学校への通知等により周知し、各学校において職員会議や校内研修等でセキュリティ対策に係る理解を深め、徹底を図ります。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	対策基準の周知・徹底						
実施状況	○庁内協力体制の構築	○庁内協力体制の構築	○庁内協力体制の構築	○庁内協力体制の構築			

取組 1 1

安全教育と安全対策の充実

1 1 - 1 安全教育の推進

児童生徒の危険予測能力や危機回避能力を高め、交通事故や犯罪、災害から自らの身を守る能力の育成に向け、警察等の関係機関と連携した交通安全教室や防犯教室、防犯訓練とともに、火災や地震、風水害を想定した避難（防災）訓練を実施します。

令和5年度も引き続き、全小・中学校において、関係部局のほか、警察等の関係機関と連携し、交通ルールを遵守する態度の育成や「自らの命は自ら守る」意識を醸成する交通安全教室を実施します。また、防犯や防災への意識の向上を図るため、防犯教室及び防犯訓練を行うとともに、火災や地震に加え、本市の実態に応じ、風水害を想定した避難（防災）訓練を年2回以上行います。

期 間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表	関係部局、関係機関等と連携した交通安全教室の実施						
	防犯教室・防犯訓練の実施						
	避難（防災）訓練の実施						
実 施 状 況	○交通安全教室の実施 ○防犯教室及び防犯訓練の実施 ○避難（防災）訓練の実施	○交通安全教室の実施 ○防犯教室及び防犯訓練の実施 ○避難（防災）訓練の実施	○交通安全教室の実施 ○防犯教室及び防犯訓練の実施 ○避難（防災）訓練の実施	○交通安全教室の実施 ○防犯教室及び防犯訓練の実施 ○避難（防災）訓練の実施			

1 1 - 2 通学路の安全確保

警察や道路管理者、地域等と連携し、通学路の合同点検や対応策の検討・改善を行い、登下校における児童生徒の安全確保を図ります。

令和5年度も引き続き、「旭川市通学路安全プログラム」に基づき、交通安全のほか、防犯、防災も含めた通学路の合同点検等を実施します。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	旭川市通学路安全プログラムに基づく取組の実施						
実施状況	○通学路安全プログラムに基づく合同点検の実施 (19か所) ○通学路安全プログラムの見直しの実施	○通学路安全プログラムに基づく合同点検の実施 (17か所)	○通学路安全プログラムに基づく合同点検の実施 (25か所)	○通学路安全プログラムに基づく合同点検の実施 (10か所)			

1 1 - 3 安全対策の推進

児童生徒が安心して学校へ通い、地域で過ごすことができるよう、町内会や市民委員会防犯部等の関係団体と連携し、子ども110番の家の旗を設置するとともに、市の公用車を子ども110番の車に指定し、運行します。また、全小・中学校において、PTAや学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動を行うとともに、事故等の未然防止のため「安全マップ」を整備します。

令和5年度も引き続き、児童生徒が危険に遭遇した際の避難場所となる子ども110番の家・車の取組を行うとともに、全小・中学校において、PTAや学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動を行うほか、地域の状況の変化に応じ、学級活動等における児童生徒の安全に係る指導で使用する「安全マップ」について、適宜、更新・見直しを図ります。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	子ども110番の家の旗の設置及び子ども110番の車の運行						
	学校やPTA、学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動の実施						
	安全マップの更新・見直し						
実施状況	○子ども110番の家の旗の設置 (2,429件) ○子ども110番の車の運行 (34台) ○安全マップの更新・見直し	○子ども110番の家の旗の設置 (2,350件) ○子ども110番の車の運行 (23台) ○安全マップの更新・見直し	○子ども110番の家の旗の設置 (2,307件) ○子ども110番の車の運行 (21台) ○安全マップの更新・見直し	○子ども110番の家の旗の設置 (1,871件) ○子ども110番の車の運行 (20台) ○安全マップの更新・見直し			

基本施策5

教育環境の充実

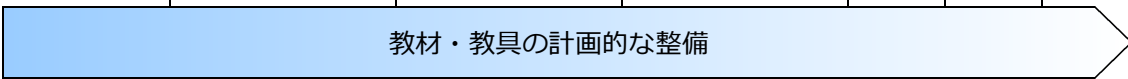
取組12

教材・教具の整備

12-1 教育課程の実施に要する教材・教具の整備

各学校の教育課程が適切に実施できるよう、計画的に教材・教具を整備し、学校の教育環境の充実を図ります。

令和5年度も引き続き、各学校の状況や予算に応じ、理科教育設備整備等補助金を活用した理科実験用教材等の整備など、新学習指導要領に即した教材・教具の計画的な整備を進めます。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表							
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○新学習指導要領に即した教材・教具の整備 ○理科教育設備等補助金対象教材の購入(小学校11校, 中学校5校) ○プログラミング教育に係る人型ロボットの導入(8台, 小学校53校で活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新学習指導要領に即した教材・教具の整備 ○理科教育設備等補助金対象教材の購入(小学校10校, 中学校6校) ○プログラミング教育に係る人型ロボットの導入(8台, 小学校52校で活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新学習指導要領に即した教材・教具の整備 ○理科教育設備等補助金対象教材の購入(小学校11校, 中学校5校) ○プログラミング教育に係る人型ロボットの導入(8台, 小学校52校で活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新学習指導要領に即した教材・教具の整備 ○理科教育設備等補助金対象教材の購入(小学校10校, 中学校5校) 			

12-2 ICT環境の整備

国の「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」や「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ、大型提示装置や校内通信ネットワーク、可動式コンピュータ（タブレット）の整備など、学校におけるICT環境の計画的な整備を行います。

令和5年度も引き続き、「GIGAスクール構想」で整備した1人1台タブレット端末の円滑な運用を図るとともに、引き続き大型提示装置の配備・老朽更新等についての整備を進めます。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	大型提示装置の整備（普通教室）		特別教室への整備				
	無線LANの環境整備（普通・特別教室）						
	可動式コンピュータ（タブレット）への更新（PC教室）	GIGAスクール構想の実現に基づく1人1台端末整備					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○大型提示装置の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 普通教室 (93.8%) ・小学校 特別教室 (25.2%) ・中学校 普通教室 (100%) ・中学校 特別教室 (38.3%) ○無線LAN環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・新規更新なし ○可動式コンピュータ（タブレット）への更新（PC教室） ・新規更新なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○大型提示装置の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 普通教室 (100%) ・小学校 特別教室 (43.6%) ・中学校 普通教室 (100%) ・中学校 特別教室 (38.7%) ○無線LAN環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想に基づき整備 ○可動式コンピュータ（タブレット）への更新（PC教室） ・GIGAスクール構想に基づき1人1台端末の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○大型提示装置の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 普通教室 (100%) ・小学校 特別教室 (74.8%) ・中学校 普通教室 (100%) ・中学校 特別教室 (66.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ○大型提示装置の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 普通教室 (100%) ・小学校 特別教室 (83.0%) ・中学校 普通教室 (100%) ・中学校 特別教室 (69.7%) 			

取組 1 3

施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進

1 3 - 1 施設設備の改修・修繕

校地・校舎の維持及び良好な教育環境の保持のため、施設設備の劣化、故障などに対し、状況に応じた改修，修繕を行います。

令和5年度は，引き続き，校舎，体育館を始め，電気，給水，暖房，通信などの各設備のほか，グラウンド，フェンス，遊具等について，学校と連携しながら必要な改修や修繕を行います。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表		長寿命化計画の策定					
		長寿命化計画に基づく施設設備の改修，修繕					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○改修工事 ・受変電設備改修（日章小ほか3校） ・地下貯蔵タンク改修（雨紛小） ○修繕 ・給排水設備 ・暖房設備 ・消防設備 ・トイレ洋式化 ・遊具等修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ○改修工事 ・受変電設備改修（六合中ほか3校） ○修繕 ・給排水設備 ・暖房設備 ・消防設備 ・トイレ洋式化 ・遊具等修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ○改修工事 ・受変電設備改修（永山東小ほか3校） ・地下貯蔵タンク改修（北鎮小ほか1校） ・給水設備改修（正和小） ・暖房用自動制御装置更新（永山中） ・屋外非常階段塗装（東鷹栖中） ○修繕 ・給排水設備 ・暖房設備 ・消防設備 ・トイレバリアフリー化 ・遊具等修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ○改修工事 ・受変電設備改修（知新小・富沢小） ・グラウンドフェンス改修（永山南中） ・給水設備改修（東光中） ○修繕 ・給排水設備 ・暖房設備 ・消防設備 ・トイレバリアフリー化 ・遊具等修繕 			

13-2 法定点検等の実施

学校施設の適正な管理及び児童生徒の安全確保のため、法令等に基づく建物、暖房・電気・給水・消防の設備の点検、遊具などの保守点検、その他の各種の日常点検などを行います。

令和5年度も引き続き、建築基準法に基づく法定点検を始め、他の法令等に基づく各種点検や倒木・落雪のおそれがないかなどの日常点検など、学校と連携しながら必要な点検等を行います。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表	建築基準法に基づく法定点検の実施							
	施設・設備等の保守点検の実施							
	日常点検の実施							
実施状況	○建築基準法第12条に基づく点検 ・建物：対象校（3年に1度） ・設備：全小・中学校	○建築基準法第12条に基づく点検 ・建物：対象校（3年に1度） ・設備：全小・中学校	○建築基準法第12条に基づく点検 ・建物：対象校（3年に1度） ・設備：全小・中学校	○建築基準法第12条に基づく点検 ・建物：対象校（3年に1度） ・設備：全小・中学校	○建築基準法第12条に基づく点検 ・建物：対象校（3年に1度） ・設備：全小・中学校			
	○施設・設備等の保守点検 暖房、電気、給水、消防、遊具	○施設・設備等の保守点検 暖房、電気、給水、消防、遊具	○施設・設備等の保守点検 暖房、電気、給水、消防、遊具	○施設・設備等の保守点検 暖房、電気、給水、消防、遊具	○施設・設備等の保守点検 暖房、電気、給水、消防、遊具			
	○日常点検 施設、設備、石綿材、フロン使用箇所、樹木、落雪等	○日常点検 施設、設備、石綿材、フロン使用箇所、樹木、落雪等	○日常点検 施設、設備、石綿材、フロン使用箇所、樹木、落雪等	○日常点検 施設、設備、石綿材、フロン使用箇所、樹木、落雪等	○日常点検 施設、設備、石綿材、フロン使用箇所、樹木、落雪等			

13-3 校舎等の増改築・大規模改修の実施

安全で安心して過ごすことができ、良好な学習及び生活環境となるよう、耐震性のない校舎等の増改築及び老朽化した暖房・給水設備等の大規模改修を行います。

令和5年度は、引き続き、改築予定校の増改築や大規模改修を予定している学校の工事を実施するとともに、照明や体育器具、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化を図るため調査、設計に着手し、併せて照明のLED化を進めます。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表		長寿命化計画の策定					
		アスベスト含有断熱材を使用した煙突の改修					
		校舎・体育館の改築（東栄小学校）		グラウンド等の整備			
		設計、校舎・体育館の改築など（千代田小学校）					
		設計、校舎・体育館の改築など（豊岡小学校）					
		設計、校舎・体育館の改築など（永山西小学校）			設計、校舎、体育館の耐震改修（日章小、雨紛小体育館、明星中校舎）の実施		
		大規模改修（暖房・給水設備等）の実施					
					非構造部材耐震化対策（調査・設計・工事）		
					照明LED化		
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○増改築 <ul style="list-style-type: none"> 旭川小増改築工事 東栄小増改築工事 千代田小基本設計 豊岡小耐力度調査 ○大規模改修 <ul style="list-style-type: none"> アスベスト含有断熱材使用煙突の改修工事（知新小ほか16校） 暖房設備改修工事（末広北小、西神楽小、青雲小、東明中） 給水設備改修工事（永山南小、神居東小） 	<ul style="list-style-type: none"> ○増改築 <ul style="list-style-type: none"> 旭川小増改築工事 東栄小増改築工事 千代田小実施設計 豊岡小基本設計 永山西小耐力度調査 ○大規模改修 <ul style="list-style-type: none"> アスベスト含有断熱材使用煙突の改修工事（向陵小ほか12校） 暖房設備改修工事（大有小ほか7校） トイレ改修工事（神居東小） 	<ul style="list-style-type: none"> ○増改築 <ul style="list-style-type: none"> 東栄小増改築工事 千代田小増改築工事 豊岡小実施設計 永山西小基本設計 ○大規模改修 <ul style="list-style-type: none"> アスベスト含有断熱材使用煙突の改修工事（西御料地小ほか10校） 暖房設備改修工事（緑新小ほか2校） 給水設備改修工事（北鎮小ほか1校） 浄化槽改修工事（永山南中） 	<ul style="list-style-type: none"> ○増改築 <ul style="list-style-type: none"> 東栄小増改築工事 千代田小増改築工事 豊岡小増改築工事 永山西小実施設計 ○大規模改修 <ul style="list-style-type: none"> 暖房設備改修工事（西御料地小ほか2校） 給水設備改修工事（陵雲小ほか1校） ○耐震改修 <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修実施設計（日章小、明星中） 		

取組 1 4

小・中学校の適正配置の推進

1 4 - 1 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進

「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、小・中学校の統廃合及び通学区域の見直しを行います。

令和5年度も引き続き、第2期対象校（第1期に未了となった統廃合及び通学区域の見直しを含む。）の統廃合及び通学区域の見直しを行います。

期 間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表	第1期対象校の統廃合・通学区域見直し	第2期対象校の統廃合・通学区域見直し					第3期
	計画見直し					計画見直し	
実 施 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○統廃合（旭川第2小・旭川第2中） ○通学区域の見直し（旭川第3小・共栄小・東光小） ○計画の改訂・第2期対象校として、当初計画における第2期対象校に、未了となった第1期対象校を追加 	○通学区域の見直し（旭川小・旭川第5小）	○統廃合に係る取組・保護者意見交換会や保護者、地域へのアンケートを実施	○統廃合（旭川第1小）			

1 4 - 2 廃校校舎等の跡利用

統合により廃校となった校舎の跡利用に向け、跡利用希望者を募集します。

令和5年度も引き続き廃校校舎の情報を旭川市のホームページへ掲載するほか、旧雨紛中学校跡の利活用を進めるため公募を実施するなど、跡利用希望者を募集し、廃校校舎等の有効活用を図ります。

期 間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工 程 表	跡利用希望者の募集						
実 施 状 況	○廃校校舎等の情報のHPへの掲載（通年）	○廃校校舎等の情報のHPへの掲載（通年）	<ul style="list-style-type: none"> ○廃校校舎等の情報のHPへの掲載（通年） ○旧旭川第2中学校校舎等利活用について公募を実施 ○サウンディング型市場調査を実施 	○廃校校舎等の情報のHPへの掲載（通年）	○旧旭川第2中学校校舎等の利活用を開始		

取組 15

教育機会均等のための経済支援

15-1 就学援助の実施

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や修学旅行費、学校給食費など学校教育に係る費用の一部を援助します。

令和5年度も引き続き、全保護者への申請書の配付に加え、ポスターの掲示や旭川市公式SNSを活用するなど、制度の周知を図ります。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表								
実施状況	○就学援助認定者数 ・小学校(2,701人) ・中学校(1,599人)	○就学援助認定者数 ・小学校(2,528人) ・中学校(1,499人)	○就学援助認定者数 ・小学校(2,471人) ・中学校(1,414人)	○就学援助認定者数 ・小学校(2,296人) ・中学校(1,290人)				

15-2 特別支援教育就学奨励費事業の実施

小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給します。

令和5年度も引き続き、学校給食費や修学旅行費、校外活動費などの費用の一部を支給します。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表								
実施状況	○特別支援教育就学奨励費認定者 ・小学校(574人) ・中学校(209人)	○特別支援教育就学奨励費認定者 ・小学校(675人) ・中学校(205人)	○特別支援教育就学奨励費認定者 ・小学校(754人) ・中学校(224人)	○特別支援教育就学奨励費認定者 ・小学校(818人) ・中学校(284人)				

15-3 子育て支援会議等への参画

子育て支援部等の関係部局や関係期間との連携により、教育機会の均等確保など子どもの貧困対策に関わる課題や子ども・保護者を取り巻く状況等の情報を共有するため、子育て支援会議等の会議に参画します。

令和5年度も引き続き、これらの会議などを通じて、関係部局や関係機関と情報を共有するなど連携し、子どもが健やかに育つ環境の充実に努めます。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表	各種会議等への参画							
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援会議幹事会 ○子育て支援部・教育委員会意見交換会 ○医療・教育・行政ネットワーク連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援会議幹事会 ○子育て支援部・教育委員会意見交換会 ○医療・教育・行政ネットワーク連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援会議幹事会 ○子育て支援部・教育委員会意見交換会 ○医療・教育・行政ネットワーク連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療・教育・行政ネットワーク連絡会 				

15-4 オンラインサービスを活用した学習支援

経済的な理由によらず、どの児童生徒にも学習機会を確保するため、オンラインサービスを活用した学習支援システムを活用し、学習支援を行います。

令和5年度も引き続き、学習支援システムを活用し、補足的な学習等の支援に取り組みます。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表	学習支援システムによる学習支援							
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○学習支援システムの周知・活用 ○学習支援システムに係る小・中学校教員向け研修の実施（各1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習支援システムの周知・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習支援システムの周知・活用 ○学習支援システム見直しに係るモデル校での試行（6校） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習支援システムの周知・活用 ○学習支援システムに係る小・中学校教員向け研修の実施（各1回） 				

基本施策 6

学びを支える連携・地域との協働の推進

取組 1 6

学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

1 6 - 1 コミュニティ・スクールの推進

児童生徒や学校を取り巻く複雑化、多様化した状況に対応するため、学校と地域が力を合わせて児童生徒を育むコミュニティ・スクール（以下「CS」という。）の導入を進め、令和3年度に全小・中学校への導入を完了しました。



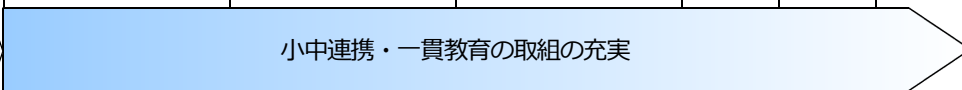

令和5年度も引き続き、学校運営協議会委員等を対象に研修会を実施するなど、取組の充実を図ります。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	CSの導入拡充		導入率100%維持				
	CS説明会の実施（新規導入地域・学校）						
	CSの取組の充実						
	CSに係る研修の実施						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会の設置（49校） ○導入地域説明会（16回） ○地域まちづくり推進協議会との意見交換（9地域） ○研修会（1回） ○市民説明会（1回） ○成果報告会（1回） ○担当者による学校訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会の設置（12校） ○導入地域説明会（19回） ○地域まちづくり推進協議会との連携（7地域） ○研修会（1回） ○担当者による学校訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会の設置（9校） ※全校完了 ○学校運営協議会開催状況等調査の実施 ○研修会（1回） ○担当者による学校訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会開催状況等調査の実施 ○研修会（1回） ○担当者による学校訪問 			

16-2 小中連携・一貫教育の取組の充実

各中学校区において、P D C Aサイクルに基づき、前年度の取組の成果等を踏まえながら、9年間を見通した系統的な教育活動を推進します。

令和5年度も、引き続き、各学校に小中連携・一貫教育推進プラン実践シートを配付するなど、各中学校区の取組の充実を図ります。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表	 プランに基づく取組の推進						
	 連携コーディネーターによる助言						
	 研修の実施						
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○27中学校区全てにおいて9年間を通じた教育活動を実施 ○小中連携・一貫教育推進プラン実践シート,推進Noteの活用 ○小中連携・一貫教育に係る研修会の開催(1回) ○連携コーディネーターによる学校訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○26中学校区全てにおいて9年間を通じた教育活動を実施 ○小中連携・一貫教育推進プラン実践シートの配付 ○担当者による学校訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○26中学校区全てにおいて9年間を通じた教育活動を実施 ○小中連携・一貫教育推進プラン実践シートの配付 ○担当者による学校訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○26中学校区全てにおいて9年間を通じた教育活動を実施 ○小中連携・一貫教育推進プラン実践シートの配付 ○担当者による学校訪問 			

16-3 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進（再掲）

「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、小・中学校の統廃合及び通学区域の見直しを行います。

令和5年度も引き続き、第2期対象校（第1期に未了となった統廃合及び通学区域の見直しを含む。）の統廃合及び通学区域の見直しを行います。

取組17

教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

17-1 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づく取組の実施

児童生徒の豊かな学びや成長に向け、教職員が心身ともに健康でいきいきと児童生徒と向き合うことができる環境づくりのため、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）」に掲げる目標の達成に向け、プランに位置付けた4つの重点取組を進めます。

令和5年度は、学校閉庁日の設定や教員業務支援員、学習指導員の配置、学校への業務依頼等の精選や見直し、中学校の部活動指導員の配置や教職員の勤務時間の把握、共同学校事務室の全市設置など、プランに位置付けた具体的な取組を進めるほか、各学校の実態に応じた取組や教育委員会が行う学校をサポートする取組を進めます。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表							
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」の推進 ・学校閉庁日の設定 ・管理職マネジメント研修の実施 ・教職員意識調査の実施 ・中学校部活動ガイドラインに基づく取組の推進 ・部活動指導員の配置 ・スクール・サポート・スタッフの配置 ・外国語活動サポーターの派遣 ・学校に対する業務依頼等調査の実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」の推進 ・学校閉庁日の設定 ・管理職マネジメント研修の実施 ・教職員意識調査の実施 ・中学校部活動ガイドラインに基づく取組の推進 ・部活動指導員の配置 ・スクール・サポート・スタッフ、学習指導員の配置 ・外国語活動サポーターの派遣 ・学校に対する業務依頼等調査の実施 ・共同学校事務室の設置(1ブロック) など 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」の推進 ・学校閉庁日の設定 ・管理職マネジメント研修の実施 ・教職員意識調査の実施 ・中学校部活動ガイドラインに基づく取組の推進 ・部活動指導員の配置 ・スクール・サポート・スタッフ、学習指導員の配置 ・外国語活動サポーターの派遣 ・学校に対する業務依頼等調査の実施 ・共同学校事務室の設置(2ブロック) など 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」の推進 ・学校閉庁日の設定 ・管理職マネジメント研修の実施 ・教職員意識調査の実施 ・中学校部活動ガイドラインに基づく取組の推進 ・部活動指導員の配置 ・教員業務支援員、学習指導員の配置 ・外国語活動サポーターの派遣 ・共同学校事務室の設置(4ブロック) など 			

取組 18

学校における指導体制の充実

18-1 教員の指導力向上を図る研修の充実

教員の指導力向上を図るため、「旭川市教員研修計画」に基づき、経験年数に応じた法定研修や専門性を高める研修会を開催するとともに、様々な研修の機会を提供できるよう北海道教育委員会や上川教育研修センター、旭川市教育研究会等の関係機関・団体との連携を図ります。

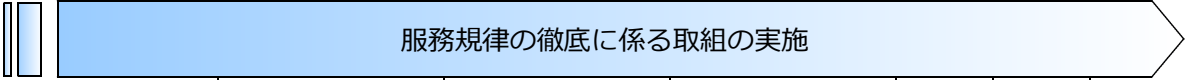
令和5年度は、研修計画に基づき、法定研修である初任段階教員研修（1年次～5年次）や中堅教諭等資質向上研修のほか、学校運営や生徒指導に関する研修、旭川市教育委員会で独自に開催するいじめ防止対策研修会、小中学校教員英語力向上研修会などの専門性を高める各種研修会を開催するとともに、北海道教育委員会や上川教育研修センター、旭川市教育研究会等の関係機関・団体との連携により、多様なニーズに応える研修の機会を提供します。

期間	第2期							
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9	
工程表	旭川市教員研修計画の策定							
	計画の見直し・改善							
	法定研修や専門性を高める研修会の開催							
実施状況	関係機関・団体との連携による研修機会の提供							
	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市教員研修計画の策定 ○法定研修 <ul style="list-style-type: none"> ・初任段階教員研修（1～5年次） ・中堅教諭等資質向上研修 ○専門性を高める研修 <ul style="list-style-type: none"> ・主幹教諭研修会 ・授業力向上研修会 ・道徳科研修会 ・小学校教員体育研修会 ・小学校教員英語研修会 ・総合的な学習の時間研修会 ・小学校プログラミング教育研修会 ・特別支援教育コーディネーター研修 ・学校保健研修会 ・性の多様性に関する研修会 ・児童虐待対応・防止に関する研修会 ・スキー実技研修会 ○上川教育研修センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市教員研修計画の策定 ○法定研修 <ul style="list-style-type: none"> ・初任段階教員研修（1～5年次） ・中堅教諭等資質向上研修 ○専門性を高める研修 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳科研修会 ・総合的な学習の時間研修会 ・小学校プログラミング教育研修会 ・特別支援教育コーディネーター研修 ・学校保健研修会 ・性の多様性に関する研修会 ・児童虐待対応・防止に関する研修会 ・スキー実技研修会 ・タブレット端末等の運用と活用に関する研修会 など ○上川教育研修センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市教員研修計画の策定 ○法定研修 <ul style="list-style-type: none"> ・初任段階教員研修（1～5年次） ・中堅教諭等資質向上研修 ○専門性を高める研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上研修会 ・体力向上研修会 ・小学校教員英語研修会 ・道徳科研修会 ・プログラミング教育研修会 ・特別支援教育コーディネーター研修 ・学校保健研修会 ・性の多様性に関する研修会 ・児童虐待対応・防止に関する研修会 ・タブレット端末等の運用と活用に関する研修会 ・いじめ防止対策研修会 など ○上川教育研修センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市教員研修計画の策定 ○法定研修 <ul style="list-style-type: none"> ・初任段階教員研修（1～5年次） ・中堅教諭等資質向上研修 ○専門性を高める研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上研修会 ・体力向上研修会 ・小学校教員英語研修会 ・道徳科研修会 ・プログラミング教育研修会 ・特別支援教育コーディネーター研修 ・学校保健研修会 ・性の多様性に関する研修会 ・児童虐待対応に関する研修会 ・タブレット端末等の運用と活用に関する研修会 ・いじめ防止対策研修会 など ○上川教育研修センターとの連携 				

18-2 教職員の服務規律の徹底

児童生徒や保護者，地域住民から信頼される学校づくりに向け，教職員の服務規律保持の徹底を図ります。

令和5年度も引き続き，法定研修など各種研修において，服務規律に関する内容を取り扱うほか，不祥事防止に関する通知を発出し，意識の向上を図ります。また，各学校の校内組織を活用し，組織的・計画的に教職員の服務規律保持の徹底を図ります。

期間	第2期						
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~9
工程表							
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修や校長会議等での服務規律に関する指導 ○服務規律に関する通知の発出 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修や校長会議等での服務規律に関する指導 ○服務規律に関する通知の発出 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修や校長会議等での服務規律に関する指導 ○不祥事防止に関する通知の発出 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修や校長会議等での服務規律に関する指導 ○不祥事防止に関する通知の発出 			